公益社団法人日本橋法人会青年部会規約

(名 称)

第1条 本会は公益社団法人日本橋法人会青年部会と称する。

(組 織)

第2条

- 1. 本会は法人会の会員である青年層(若手経営幹部の有志)をもって組織する。
- 2. 本会は事業第2委員会の部会とする。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の連絡協調を図り、企業の経営に諸問題の研修、討論その他経営幹部と して必要な諸事項の研鑽を行うとともに、関連活動を通じて企業および法人会の発展に資 する。

(事業活動)

- 第4条 本会は、その目的達成のため、次に掲げる事業活動を行う。
 - 1. 企業経営上必要な諸問題に関する研修会、討論会、研究会、懇談会等の実施。
 - 2. 法律、経済、時事問題等経営幹部に必要な知識の習得のための研修会、講演会等の実施。
 - 3. 会員相互の親睦のための活動。
 - 4. 法人会事業活動に対する支援協力活動。
 - 5. その他の目的遂行のため必要な事業。

(加入脱退)

第5条 本会の加入脱退は本人の任意の意思による。

(除 名)

第6条 本会の名誉を傷つける等の行為のあった者については、総会の決議により除名することができる。

(会 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

部会長 1名

副部会長 若干名

(役員の選任・任期)

第8条 本会の役員は、総会で選任し、部会長、副部会長は幹事会で互選のうえ決定する。 役員の任期は2年としその任期は法人会の役員任期と同一とする。

(役員の職務)

第9条 部会長は、会を代表し、部会の業務を処理する。

副部会長は部会長を補佐し、分担業務を担当し、部会長が事故にあったときは、その職務 を代行する。幹事はそれぞれの分掌業務を担当する。

(会 議)

第10条 本会の会議は総会および幹事会とし、部会長がこれを招集し議長となる。

(総 会)

第11条 総会は必要の都度開催し、部会の運営に関する事項を審議決定する。

(幹事会)

第12条 幹事会は、本会の役員で構成し、必要の都度開催して部会の運営に関する事項を審議決定する。

(専門部会)

第13条 本会の事業活動を推進するため、必要があるときは、専門部会を設けることができる。 専門部会の構成、内容等については、その都度役員会で協議決定し委員を選任する。

(会 計)

第14条 本会の経費は法人会から補給をうけるほか、必要があるときは、徴収することがある。

(法人会との調整)

第15条 本会の規約の改正、会の運営上特に必要と認められる事項については、法人会の同意を 得るものとする。

(附 則)

この規約は 昭和58年6月から実施する。